

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

事業者：訪問看護ステーションえくぼ

(指定番号 第 2361690262号)

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

令和6年4月1日現在

1. 訪問看護ステーション えくぼの概要

(1) 事務所の概要

事業所名	訪問看護ステーション えくぼ
所在地	〒468-0045 名古屋市天白区野並二丁目431番地 YKビル2階
介護保険指定番号	第 2361690262 号 名古屋市
サービス提供地域	名古屋市天白区、緑区、南区、瑞穂区、豊明市
営業日	月曜日～金曜日（祝日、12/30～1/3は休日）
営業時間	8:30～17:30 ※電話等により、24時間常時連絡が可能

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
サービス従事者	看護師	5名	3名	8名
サービス従事者	理学療法士・作業療法士	2名		2名

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による指定訪問看護については、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心として行わせて頂いております。

(3) サービス提供の時間帯

	早朝 (6:00～8:00)	通常時間帯 (8:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
平日	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○

※時間帯により料金が異なります。早朝夜間・深夜（22:00～6:00）のご利用につきましてはご相談下さい。

※当ステーションは24時間対応体制をとっております。

(4) サービス内容

サービス内容	病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等日常生活の世話、床ずれの予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置 等
--------	---

①目的

要支援及び、要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

②運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサー

ビス提供に努めます。

2. 利用料金等

(1) 訪問看護利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（利用料）の1～3割です。ただし、介護保険の給付限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

＜要支援1～2・要介護1～5＞

サービス内容	利用時間	要介護1～5	(要支援1～2)
(予防) 訪看 I 1	20分未満	314単位	303単位
(予防) 訪看 I 2	30分未満	471単位	451単位
(予防) 訪看 I 3	30分以上～1時間未満	823単位	794単位
(予防) 訪看 I 4	1時間以上～1時間半未満	1128単位	1090単位
(予防) 訪看 I 5	PT、OT、ST: 20分の訪問につき	294単位	284単位

※サービス提供体制加算Ⅱ…上記の単位数に3単位×訪問回数が算定されます。

※PT=理学療法士、OT=作業療法士、ST=言語聴覚士

【加算料金等】

	加算の種別	単位数	利用者負担
個別	初回加算	300単位	総額の1～3割
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	
	退院時共同指導加算	600単位	
	看護・介護職員連携加算	250単位	
	特別管理加算（Ⅰ）	500単位	
	特別管理加算（Ⅱ）	250単位	
	長時間訪問看護加算	300単位	
	複数名訪問看護加算（30分未満）	254単位	
	複数名訪問看護加算（30分以上）	402単位	
	ターミナルケア加算	2500単位（死亡月）	
	口腔連携強化加算	50単位	
地域区分	名古屋市（3級地）	単位数×11.05	

★【初回加算】

新規に訪問看護計画を作成し、サービスを提供した場合に加算。

★【緊急時訪問看護加算（24時間対応体制加算）】

ご利用者様またはそのご家族に対して24時間対応体制がある場合に加算。

★【退院時共同指導加算】

病院や施設に入院又は入所中のご利用者様に対して主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合に加算。

★【看護・介護職員連携加算】

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要なご利用者様に係る計画の作成や介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算。

★【特別管理加算（Ⅰ）】

在宅悪性腫瘍患者や留置カテーテル等を使用している状態であるご利用者様に対し、計画的な管

理を行った場合に加算。

★【特別管理加算(Ⅱ)】

在宅酸素療法や真皮を超える褥瘡の状態等であるご利用者様に対し、計画的な管理を行った場合に加算。

★【長時間訪問看護加算】

特別な管理を必要とするご利用者様に1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行い、通算が1時間30分以上となった場合に加算。

★【複数名訪問看護加算(30分未満・30分以上)】

厚生労働大臣が定める基準を満たす場合にあって、同時に2人の看護師が1人のご利用者様に対して利用者様・ご家族様の同意を得て訪問看護が行った場合に加算。

★【ターミナルケア加算】

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に加算。

※基本料金(利用料)に対して、早朝・夜間帯は25%増し、深夜は50%増しとなります。

※上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、且つご利用者様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金を頂きます。

★【看護体制強化加算】

医療ニーズの高いご利用者様への指定訪問の提供体制を強化した場合に加算

(2) 交通費

以下のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

●名古屋市天白区、緑区、南区、瑞穂区、豊明市の全域

※サービス提供地域以外にお住まいの方は、提供地域からご利用者様宅までの実費分を頂きます。
(30円/km)

※スタッフは車で訪問しますので、駐車場がなく有料駐車場を利用しなければならない場合には、別途駐車場代を請求させていただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記料金をいただきます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。

(連絡先: 訪問看護ステーション えくぼ TEL 052-918-2833)

※サービスの前日12時までにご連絡がなかった場合は、利用相当額をいただきます。

(4) その他

①ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様のご負担になります。

②エンゼルケア(死後の処置)料として、20,000円をいただきます。

※保険外サービスとなります。

※在宅でお亡くなりになられた場合、お身体をきれいにしたりする処置です。

③料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月20日までに当月分の料金を請求いたしますので、20日までにお支払いください。お支払い方法は、原則、銀行引き落としとさせていただきます。

④まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

⑤誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。

訪問看護計画作成と契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までにお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

●ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

●介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

●ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

●当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

●ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

⑤その他

●ご利用者様が病気・けがなどで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

●訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

●ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

(3) 事故発生時の対応

ご利用者様に対する指定訪問看護のサービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

4. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

5. その他

当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで望むこととしておりますので、看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

- ①学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。
- ②学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③利用者及び利用者の御家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接訪ねることができます。
- ④利用者および利用者の御家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤学生は臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の御家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

本人連絡先	自宅	
	携帯	

緊急連絡先		氏名	電話番号（自宅・携帯・会社 他）	続柄
	第1			
	第2			
	第3			

6. サービスに関する苦情

(1) 当ステーション ご利用者様相談・苦情窓口

担当：管理者 相良 奈美 電話：052-918-2833

(2) その他（当社以外に市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

- ①天白区役所 福祉課 電話：052-803-1111（代表）
- ②愛知県国民健康保険団体連合会 電話：052-971-4165
- ③名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話：052-972-3087

7. 会社概要

社名 株式会社L i n k
資本金 3,000,000円（平成26年11月1日現在）
設立 平成26年6月25日
代表者 代表取締役 小木曾 由佳
事業内容 訪問看護事業ほか

【訪問看護・予防訪問看護 重要事項説明書】

2025年 月 日

訪問看護及び予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 株式会社L i n k
代表者 小木曾 由佳 印

事業所 訪問看護ステーション えくぼ

所在地 名古屋市天白区野並二丁目431番地
YKビル 2階

管理者 相良 奈美

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護及び予防訪問看護サービス利用についての重要事項の説明を受け、了承しました。

ご利用者様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印